

婚礼挙式補助事業実施要項

1 目的

公立学校共済組合仙台宿泊所（以下「施設」という。）の利用促進と組合員及びその家族の福祉の向上を図るため、公立学校共済組合宮城支部の組合員（任意継続組合員及び資格喪失後 12 か月以内の者（以下「元組合員」という。）又は 2 親等以内の親族（以下「組合員等」という。）が、施設を利用して婚礼挙式（披露宴）を行う場合、その費用に関して、この要項に基づき補助する。

2 補助対象

組合員等が、施設を利用して婚礼挙式（披露宴）を行う場合（元組合員については、本人の婚礼挙式に限る。）

3 補助額

婚礼挙式を行う者一人につき、利用料金総額（税抜）の 20% の額を補助する（千円単位とし、千円未満は切り捨てる。）。ただし、上限額は 100,000 円とする。

4 利用方法

(1) 利用者は、予約申込の際に組合員証を提示し、必要事項を記入した「ホテル白萩利用婚礼挙式補助申請書」（以下「申請書」という。）を施設の支配人あて提出する。ただし、利用者が組合員の 2 親等以内の親族である場合には、組合員との続柄を確認できる書類（戸籍謄(抄)本等）を添付する。

なお、任意継続組合員及び元組合員については、所属所長の証明は不要とするが、施設は元組合員の資格喪失日については、支部事務局の確認を要するものとする。

(2) 支配人は、組合員等から提出された申請書を審査し、適当であると認めた場合は、3 で定めた補助額を利用料金から控除して精算する。

(3) 利用者は補助額控除後の金額を施設へ支払う。

5 補助額の請求

支配人は、4(2)により補助額として控除した当該月分を取りまとめ、翌月 10 日までに支部長あて請求する。ただし、3 月分については、4 月 5 日までに請求する。

6 その他

(1) 組合員同士が婚礼挙式を行う場合は、両名とも補助の対象となる（上限額は 200,000 円）。

(2) 両親とも組合員である子が婚礼挙式を行う場合は、どちらか一方からの申込みとする。

附 則

この要項は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この要項は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。